

東京海洋大学海洋工学部学生表彰規則第4条第2項に規定する海洋工学部  
学生表彰基準の取扱いについて

平成31年 3月22日 海洋工学部長決定

東京海洋大学海洋工学部学生表彰規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する海洋工学部学生表彰基準については、この取扱いの定めるところによる。

- 1 規則第2条第1号に規定する「成績優秀者」とは、1年次、2年次又は3年次の年度G P Aが3. 5以上の学生とする。
- 2 規則第2条第2号に規定する「成績向上者」とは、1年次から2年次、又は2年次から3年次に進級した学生で、進級後の年度G P Aが進級前の年度G P Aより1. 0以上向上した学生とする。ただし、進級前の年度G P Aが1. 0未満又は進級後の年度修得単位数が20単位未満の学生を除く。

附 則（平成31年3月22日海洋工学部長決定）

- 1 この取扱いは、平成31年3月22日から施行する。
- 2 東京海洋大学海洋工学部学生表彰規則第4条第2項に規定する海洋工学部学生表彰基準（平成21年1月8日海洋工学部長決定）は廃止する。